

地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱

平成 17 年 4 月 22 日
府 地 再 第 8 号
17 農 振 第 148 号
国 総 政 第 6 号
環 境 対 発 第 050422002 号

(最終改正) 平成 27 年 9 月 4 日
府 地 創 第 337 号
27 農 振 第 1210 号
国 総 政 第 19 号
環 境 対 発 第 1509041 号

〔 内 閣 府 事 務 次 官
農 林 水 産 事 務 次 官
国 土 交 通 事 務 次 官
環 境 事 務 次 官 〕

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の交付金（以下「交付金」という。）について、法の定めによるほか、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）及び法第 4 条第 1 項の地域再生基本方針（以下「基本方針」という。）とあわせて、基本的な枠組みを定める。

第 1 地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする法第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体（交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助金を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。以下「地方公共団体」という。）は、法第 5 条第 4 項第 1 号イ、ロ又はハの事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した同条第 1 項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受ける全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があった地域再生計画のうち法第5条第4項第1号イ、ロ又はハの事業に関する事項の部分について、同条第16項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 第1号「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

- ・基本方針の4 3) ② イに定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて整備する施設に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。
- ・基本方針の4 3) ② ロに定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、交付金を充てて整備する施設の配置に関して、経済性を勘案して効率的な施設の種類を選定していること。

2) 第2号「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

- ・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、当該交付金を充てて行う施設整備の事業について、生活環境の改善、交流促進等地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 第3号「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

- ・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業の実施が円滑かつ確実であると見込まれること。

3 計画の軽微な変更

法第5条第4項第1号イ、ロ又はハの事業に関する事項に係る部分の法第7条第1項の認定地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

- 1) 施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減
- 2) 交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地域再生を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの

第2 対象施設

交付金の交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる交付金の種類ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

(種 類)	(施設区分)
1) 道整備交付金	市町村道、広域農道又は林道
2) 汚水処理施設整備交付金	公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設又は漁業集落排水施設）又は浄化槽

3) 港整備交付金

地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設

第3 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度から概ね5年以内とする。

第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき交付金を充てて行う事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移し替えを行うため、あらかじめ、令第9条各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付金の種類ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の交付金の総額は、第2に規定する交付金の種類及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、法第8条第1項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第6 交付金の交付

1 交付に関する事務の簡素化

交付担当大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第5により移し替えられた当該交付金の交付を行うものとする。

2 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、法第13条第4項に基づき交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による施設整備事業の実施に係る情報の共有化を図るものとする。

第8 認定地域再生計画の評価

1 中間評価及び事後評価

1) 交付金を充てて行う施設整備事業を実施した地方公共団体は、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。

2) 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。

3) 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

・交付金を充てた事業の進捗状況

- ・ 中間評価にあつては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画の目標値等の実現状況
 - ・ 今後の方針等
- 4) 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正さを確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。
 - 5) 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
 - 6) 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

2 進捗状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画の評価に係る進捗状況等について、報告を求めることができるものとする。

第9 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、地域再生を図るために交付金を充てて行う施設整備事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。